

**資料提供**

平成 22 年 7 月 1 日  
課名:産業廃棄物対策課  
担当:伊豫, 大野  
内線:2963  
外線:082-513-2963

**産業廃棄物処理業者に対する行政処分について****1 概要**

産業廃棄物収集運搬業者である森原裕樹に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第 14 条の3の2の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行った。

**2 被処分者及び行政処分の内容**

事業者 (住所)	森原 裕樹 (広島県福山市水呑町4297番地水呑三新田31-21-1A棟)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第3407138547号 許可年月日:平成19年10月9日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成22年7月1日
処分理由	被処分者は、廃棄物処理法の規定に違反したことにより、福山簡易裁判所において罰金 1,000,000 円の判決を受け、平成22年3月2日に刑の執行が終了した。 このことは、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当し、法第14条の3の2第1項第1号(許可の取消し)の規定に該当するため。